

○奥尻町国民健康保険病院使用料及び手数料条例

別表第1 使用料（第2条関係）

区分	金額	
矯正歯科診療料	(1) 相談料	無料
	(2) 検査診断料	15,000円
	(3) 同的治療	
	①混合歯列期	
	1期治療	200,000円
	2期治療	200,000円
	②永久歯列期	400,000円
	(4) レントゲン撮影料	5,000円
	(5) 処置料	5,000円
病衣使用料	(6) 保定	30,000円
	※第1期治療後は片顎	15,000円
	(7) ブランケット装置・ヘッドギア装置等	50,000円
	(8) その他の料金については、実費で算定	
病衣使用料	1日につき	50円
特別長期入院料	選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成14年厚生労働省告示第88号。以下「告示第88号」という。）第3号に規定する通算対象入院料に相当する点数に100分の15を乗じて得た点数に、10円を乗じて得た額	告示第88号第3号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院料（告示第88号第4号に規定する者に係るものを除く。）
死体処置料	1体につき	5,000円
	複雑なもの	10,000円
死体検案料	一般死体 1体	5,000円に健康保険の規定による初診料を加えた額
	変死体 1体	10,000円に健康保険の規定による初診料を加えた額
洗濯機使用料	1回	100円
乾燥機使用料	1回	100円
寝具等使用料	1日につき	290円
	分割使用の場合は、1日につき	ベッド 60円
		敷布団 70円
		掛布団 70円
		毛布 60円 まくら 30円
器具機材使用料	松葉づえ使用料（院外持ち出しの場合に限る）	1日につき 30円
	投薬瓶、点眼瓶、その他衛生材料は実費に相当する額	
建物使用料	自動販売機に限り	1台につき 月 500円
	電気料は、別に算定し上記の額に加算するものとする。	
診断及び検診料	健康保険法の規定による算定方法により、1点単価10円として算定した額	
車使用料	2kmまで	210円
	1km増ごとに100円を加算した金額とし、地区ごとに別に定める。	
患者移送料等	奥尻町職員等の旅費に関する条例（昭和43年条例第3号）第6条の規定に基づき、移送に付き添った職員に支給すべき額、及び移送に要した経費の実費	

別表第2 手数料（第2条関係）

文書料	健康診断書	1通につき	1,500円	
	恩給、各種年金関係診断書	〃	3,000円	
	特別児童扶養手当障害認定診断書	〃	3,000円	
	身体障害者診断書	〃	3,000円	
	生命保険に関する診断書及び証明書	〃	5,000円	
	自動車損害賠償責任保険診断書	〃	5,000円	
	死亡診断、死体検案書	〃	1,500円	
	裁判等に関する診断書	〃	3,000円	
	自動車損害賠償責任保険診療明細書付証明書	〃	5,000円	
	出生証明書、死産証明書	〃	1,500円	
	その他の診断書及び証明書	〃	1,500円	
	介護保険主治医意見書	新規申請	在宅1件	5,000円
			施設1件	4,000円
		継続申請	在宅1件	4,000円
施設1件			3,000円	